Park-PFI 等における民間事業者選定の審査傾向と収益施設へのデザイン的影響に関する考察

A Study on Screening Trends of Private Enterprise Selection and its Effect on Profit Facilities Design in Park-PFI

齋藤 勝弘*・柴田 久**・池田 隆太郎** Katsuhiro Saito^{*}, Hisashi Shibata^{**} and Ryutaro Ikeda^{**}

The purpose of this research is to grasp the screening items for private enterprises of profit facilities and their assignment rate as the actual situation of city park improvement project using Park-PFI. In addition, the characteristics of the morphological design of the profit facilities that were already developed were clarified. Based on these results, we clarified the screening trends and the effect on morphological design of the profit facilities. As a result, it was found that the most frequent screening viewpoint was "Reliability from the viewpoint of financial situation", and the most frequently used assignment rate was "Degree of contribution to government in financial aspect". It was clarified that setting a high assignment rate of "Design in harmony with the surrounding environment and landscape" as a screening viewpoint to guide the design of profit facilities suitable for the park location has a certain effect.

Keywords: Park-PFI, Screening trends, Profit facilities, Morphological design,

Park-PFI, 審査傾向, 収益施設, 形態的デザイン

1. はじめに

2017年6月15日,都市公園法の改正によって「公募設 置管理制度(以下,Park-PFI)」が新たに導入された.周知 の通り,Park-PFIは都市公園における飲食店等の公募対象 公園施設の設置・管理と園路や広場等の特定公園施設の整 備・改修まで一体的に行える事業者を公募によって選定す る制度であり,事業期間も20年以内となる.国土交通省に よると2019年9月末までに全国35か所の公園でPark-PFI が活用され、うち4か所の公園で収益施設が供用開始され ている¹⁾.今後も約100か所の公園で活用が検討されてお り,Park-PFI 推進にむけた知見の蓄積は急務といえる.

一方、都市公園における官民連携での施設設置・管理に 関して、制度的違いや事例を対象とした実態把握など、以 下のような先行研究が挙げられる.地方自治法を根拠に運 営管理の効率化を目指す「指定管理者制度」に関して塚田 ら²は、管理者の選考基準と制度に対する自治体の自己診 断評価方法を,また竹田ら³は管理者に対する年度評価と 管理者の業種等との関係から本制度運用上の課題について 考察している. これに対し, 舟引 4はこうした民間事業者 の導入制度に関わる主要法令等の改正を時系列的に整理し、 官民連携の制度的展開の経緯を明らかにしている. また下 村5は2004年の都市公園法第5条改正(公園管理に対する 市民、民間企業の参入)後の京都市における公園施設整備 の動向をまとめ、さらに本間らのは13の都市公園を対象と したヒアリング調査結果から飲食店設置の効果及び課題に ついて考察している. これらに対して上記 Park-PFI への展 開や留意点を見越した研究として, 宋 "らは公園管理者以 外の民間事業者による売店やレストランといった収益施設 の設置・管理を許可する「設置管理許可制度」を対象に、 設置管理事業者のパークマネジメントにおける関与実態を

明らかにしている. さらに山崎ら⁸は収益施設設置等に関わる公募実施経緯と事業者選定の評価項目,民間事業者の応募数と収益施設の実態等を明らかにし,それらと立地条件との関係について考察している. また平田ら⁹は都市公園リノベーション事業の優良事例に対するヒアリング調査から公募要項作成上の重要点を明らかにし,塩見ら¹⁰も全国の地方公共団体へのアンケート調査から民間事業者による都市公園ビジネスの可能性について論じている.

以上 Park-PFI に関わる示唆的な知見が見られる一方で, 指定管理者,設置管理許可,Park-PFI 制度における民間事 業者の選定に関わる審査傾向とともに,それらが実際に設 置された都市公園内の収益施設(以下,施設)の形態的な デザインにいかなる効果を及ぼしているかは未だ把握され ていない.本課題の検証は,審査の項目や配点の適切な設 定,さらに公園管理者側が求める民間事業者や施設のイメ ージを的確に伝えることにも繋がり,Park-PFI の継続的運 用や当該都市公園の景観形成,質の高い施設のデザインを 展開していくうえでも重要といえる.

そこで本研究では、全国の指定管理者、設置管理許可、 Park-PFI 制度を活用した都市公園整備事業を対象に①施設 を運用する民間事業者の選定時に設定された審査項目およ ひ配点割合等を整理し、その傾向を把握する. さらに②供 用開始後の運営状況として最も多く把握された単独単一型 20 施設の形態的特徴を明らかにし、上記①②を踏まえた審 査傾向と施設へのデザイン的影響について考察を行う.

2. 審査項目・配点割合の傾向分析

(1) 審査項目と配点割合の情報収集

審査傾向を把握するに当たり, i) 施設の設置管理者が民 間事業者であるもの, ii) 民間事業者の選定が公募で行われ

^{*} 正会員 日本工営株式会社 (Nippon Koei Co.)

^{**}正会員 福岡大学工学部社会デザイン工学科(Fukuoka University)

表-1 KJ法にて得られた審査視点とその設定数および配点割合

_ 表-1 KJ法	こで	<u>得ら</u>	11		查視			の設	泛正势		よて	쪰已点		1																	
審查視点 審查事例 公園名 [公表年月]	各施設の審査項目数	(29視点中)	①全体コンセプトの整合性	②地域への理解度(地域	③周辺施設や住民・	④事業実績からみた信頼性	⑤財務状況からみた	⑥社会的責任や貢献活動	⑦実施体制や研修制度の	⑧配置計画や動線の	③周辺環境・景観と	への配慮 ユニバーサルデザイン 1000000000000000000000000000000000000	①施設設備の機能性	⑩事業範囲・面積の妥当性	⑬公園全体の魅力向上	①集客効果の向上	⑮環境保全への配慮	随法令による規程・	①都市公園施設	18施工スケジュー ルの	におけるサービス向上 (価格・営業時間など) ⑨利用者への営業形態	物らみた安全性	②公共性 (利用者の意見反映)	②運営計画の妥当性	⑬維持管理計画の妥当性	鄧収支計画の妥当性	③事業計画の妥当性	颂事業の独自性	②財政面における行政への	⁽³⁾ 地域活性化・賑わい創出	悶その他評価に値する提案
43審査事例中 の設定数			33	21	17	22	35	8	28	19	29	22	15	11	22	21	19	13	10	8	34	22	5	8	10	29	9	5	23	26	11
最も高い配点割合 であった事例数 (36事例中)		\backslash	3	2	0	0	2	0	4	0	3	0	0	1	0	0	2	0	0	0	7	1	0	0	0	3	1	0	8	3	3
広公園 【2008年3月】	7	7	-	—	_	—	—	Ι	Ι	—	—	—	10	—		—	10	—	—	—	10	10	Ι	—	—	10	20	—	30	-	_
富岩運河環水公園 【2008年9月】	5	8	12	—	—	10	10	—	10		12	—	—	—	_	—	—	—	s	12	35	—	—		—	—	—	—	—	—	—
中之島公園(カフェ) 【2009年5月】	38	19	6.9	1.9	—	_	1.7	—	8.3	7. 2	21	0.6	2. 1	1.1	8.8	8. 3	1.3	1.1	—	1.1	5.4	—	—	_	1.1	5	—	—	—	4.4	13
中之島公園 (レストラン) 【2009年5月】	31	16	10	-	_	_	1.7	_	8.3	13	11	0. 7	_	2. 9	_	5	1.3	1.4	_	1.4	5.4	_	_	3. 8	_	5	_	_	-	12	18
大濠公園(カフェ) 【2009年8月】	5	7	n	_	_	n	n	_	n	—	n	—	—	—	_	—	—	—	n	—	n	—	—	—	_	—	—	_	_	_	—
鶴見緑地(北地区) 【2012年1月】	44	20	11	_	3. 2	_	10	_	13	5.6	1.3	0.6	4.8	6.3	1.4	3. 2	5.4	3	_	1.8	3. 2	1.4	—	_	_	10	—	_	5	3. 2	6.2
鶴見緑地(南地区) 【2012年1月】	44	20	11	—	1.8	_	12	_	15	5	1.3	0.6	4.8	6.3	1.4	3. 2	5.4	3	—	1.8	3. 2	1.4	—	_	—	8. 3	—	—	5	3.8	6. 2
二子玉川公園 【2012年8月】	6	9	_	—	n	_	—	n	n	_	n	n	—	—	_	_	n	—	_	—	n	n	—	_	_	—	—	_	n	_	—
隅田公園 【2012年12月】	5	5	n	n	—	-	—	—	—	_	n	_	—	_	—	_	—	—	—	—	n	—	—	_	_	—	n	_	—		
梅小路公園 【2013年4月】	8	7	-	20	—	10	5	—	—	—	—	_	—	—	—	7.5	—	—	—	—	—	_	—	—	—	7.5	—	—	20	30	$\lfloor - \rfloor$
大濠公園 (ボートハウス) 【2013年7月】	4	6	n	n	_	n	n	_	n	_	—	—	_	_	_	-	-	_	_	-	n	-	—	_	_	_	_	-	-	-	_
稲毛海浜公園 (検見川地区) 【2013年8月】	39	21	2	2	1.9	_	6.3	_	9.4	7. 8	4.4	1. 3	1	0. 9	4.5	2	_	2. 6	1.9	_	3. 9	_	—	1.9	0.9	6.3	_	_	30	6. 1	3.1
12010年0月1 昭和の森 【2013年8月】	27	13	5	—	—	_	5	_	6.7	10	—	1.3	—	20	17	6. 7	-	2.5	4	—	9	—	—	—	—	5	—	_	—	_	8. 2
鶴見緑地 (駅前エリア)	45	20	11	_	3	_	12	_	14	5.6	1.3	0.6	4. 8	6.3	1.3	3	5.4	3	_	1.8	3	1.3	_	_	_	8. 3	_	_	5	3	6.1
【2013年11月】 天王寺公園 I	24	11	15	2	_	_	_	_	_	2	2	_	5	_	9.8	11	_	_	_	_	_	_	6. 7	_	_	_	5	_	_	11	30
【2014年1月】 いそぎ公園 【2014年3月】	5	5	20	20	_	_	_	_	_	_	20	_	_	_	_	_	_	_	_	_	20	_	_	_	_	_	20	_	_	_	_
【2014年3月】 大阪城公園 I 【2014年6月】	26	15	1.9	7.8	7.5	3.8	3.8	10	11	_	_	_	_	_	_	_	3.3	_	_	_	4.3	3. 8	2.1	_	_	15	4.3	_	15	5.9	_
大阪城公園 I 【2014年6月】	43	19	6.7	10	_	_	2. 2	2. 2	11	6	8.6	_	_	1.1	_	3	3	1.1	3.3	1.1	3.3	—	_	3	_	4.4	—	3	-	11	16
【2014年0月】 西南杜の湖畔公園 【2014年7月】	15	13	5	2.5	6.3	7.5	15	—	—	5	—	5	_	—	10	_	8.8	_	10	—	10	7.5	—	7.5	_	—	—	—	-	_	—
蔵王みはらしの丘 ミュージアムパーク	31	17	s	7.5	4.5	_	9	_	13	_	_	1. 3	1.8	_	_	6	3	_	_	_	15	6.8	14	_	3.5	1.3	1.3	_	11	1.5	_
【2014年8月】 新高岡駅南口公園 【2014年8月】	5	7	18	_	_	10	10	_	10	_	18	_	_	_	_	_	_	_	s	_	35	—	_	_	_	_	_	_	_	_	_
【2014年6月】 天王寺公園 II 【2014年8月】	34	17	2.5	_	6.3		2.9	2.9	11	4.4	14	2.5	_	_	5.9	2.9	4	5	5	_	_	3. 2	_	_	3.2	_	5.7	_	_	19	_
12014年6月1 辻堂海浜公園 【2014年10月】	8	10	10	_	_	2.5	2.5	_	2.5	_	10	_	_	_	_	_	10	s	_	_	20	—	_	_	_	7.5	—	_	35		_
南池袋公園 【2015年1月】	7	7	n	n	_	n	—	_	n	_	—	_	_	_	_	_	—	—	_	_	_	n	—	_	_	n	_	_	—	n	_
大高緑地 【2015年3月】	8	11	_	13	_	—	10	_	_	_	13	3. 3	_	_	3.3	_	18	_	_	_	6. 7	5	—	_	_	10	_	13	—	_	6.7
水上公園 【2015年4月】	40	15	16	—	6.7	7.8	6.8	_	_	8.8	12	1	_	_	—	_	2	—	_	—	1.8	—	2. 7	1.4	6.2	14	—	—	6.3	6.8	—
駒沢オリン ピック公園	9	10	_	_	_	2.5	2.5	7.5	15	_	20	_	_	_	_	_	7.5	_	_	_	20	7.5	_	_	7.5	2.5	_	_	7.5	_	_
【2015年5月】 青い森公園	16	12	10	5			6.7		5	15	5				3.3						8.3	25							8.3		
【2015年10月】 草津川跡地公園	16	12			—	1.7	0.7	_	5	15	5		_	_			-	_	_	-	0.0	23	_		_	6. 7	—	-	0.0	_	\vdash
(2区間) 【2015年12月】 名城公園	6	5	n	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	n	n	-	-	-	-	-	-	-	n	-	-	-	-	-	n	
名城公園 【2016年1月】 愛鷹運動公園	22	16	2.5	7.5	4	-	10	—	4	13	—	2. 1	4. 2	4. 2	5	5	-	2.1	—	-	10	8	—	4	—	-	—	—	15	-	
2////////////////////////////////////	5	7	-	-	—	7.5	7.5	—	—	—	—	_	-	_	—	18	15	-	-	-	_	—	—	—	_	20	_	-	15	18	-
【2016年9月】 中井中央公園	6	6	-	40	—	S	S	—	—	_	_	-	—	—	-	30	-	S	—	-	-	—	-	_	-	-	—	-	30		
【2017年1月】 新城総合公園	8	10	n	— E_A		n E e	n 10	n	n	_	_	_	—	-	n 2 2	-	0.0	—	—	-	n 12.0	-	n			n 10	—	-	-	n	-
【2017年1月】 浜松城公園	7	14	10	5.6	3.3	5.6	12	6.7		-	10		-		3.3	5.6		-	-	-		2.9	—	2.9	2.9	12	-	5.6	-	3.3	\vdash
【2017年3月】 千里南公園	9	12	10		2 5		3.3	6.7	20	5	10	5	10	—	5.0	-	6.7	—	-	-	10	17	_	5	-	3.3	_	_	-	2 5	\square
【2017年3月】 稲毛海浜公園	16	16	5	-	2.5	5	15	2. 5	_	_	5	5	10	_		7.5	-	-	-	-	5	5	_	5	5	15	_	-	-	2.5	
(本地区) 【2017年4月】	28	19	7.5	-	4.4	_	5	—	6.7	6.9	8.8	1.9	5	7.5	3.3	8.6	-	3.8	1.1	-	12.4	—	—	—	-	2.5	3. 3	-	3.6	1.1	6.7
安満遺跡公園 【2017年6月】	11	10	10	—	—	5	5	—	5	_	10	10	_	—	—	_	_	—	—	—	30	5	—	—	_	—	—	_	10	10	—
勝山公園 【2017年7月】	22	17	3. 3	_	3.3	_	3. 3	—	—	6. 7	6. 7	3. 3	3. 3	—	3. 3	1.7	3.3	_	—	3. 3	6. 7	6. 7	—	—	3.3	6. 7	_	-	33	1.7	-
浜寺公園 【2017年12月】	30	18	_	1.7	1.3	3. 3	1.7	—	0.8	6. 7	18	6. 7	0. 9	—	2. 9	_	12	—	2. 5	-	1.7	2. 5	—	—	_	5	—	1.7	30	1.6	_
天神中央公園 【2018年5月】	15	12	_	6.7	—	6. 7	6. 7	_	_	_	6. 7	6. 7	6. 7	—	6.7	_	-	—	—	—	—	6. 7	_	_	_	6. 7	_	6. 7	6.7	27	
木伏緑地 【2018年8月】 様派動物の赤公園	17	10	21	8	—	-	-	—	3.3	-	11	-	-	—	15	5	-	_	_	-	5	—	—	—	—	10	-	_	13	8	
横浜動物の森公園 【2018年11月】	17	19	5	2.5	6.7	3.3		-	6.7	2. 5	5	5	2.5	2.5	5	-	2.5	—	—	—	-	13	—	—	5	5	5	-	15	5	-
各審査事例で設定さ	れてい	た審査	主視点			各	番査事	⊧例で≣	設定さ	れてし	た審	査視点の	うち	衰も高	い配点	割合(りもの														

 たもの,iii)都市公園法の改正された2004年以降に供用開始の3点を条件に,対象となる審査事例を選定した.その結果,日本公園緑地協会が運営する「Park-PFI 推進支援ネットワーク¹¹⁾」と既往研究⁷ならびに,国土交通省の提供資料⁽¹⁾を基に,2019年9月時点で実施された審査事例が43件把握された(表-1).またこれら43審査事例の募集要項に記載された審査項目をWeb調査およびヒアリング調査より収集し,合計798の審査項目が得られた.また各審査項目の配点に関わる情報も同様の方法で収集し,その結果,上記43事例中36事例の配点割合が把握された.

(2) 分類された審査視点とその傾向

前述した 798 の審査項目を KJ 法によって分類²した結 果, 29 の審査視点が得られた(表-1)¹²⁾. 審査視点にはま ず『事業全体のコンセプトが本事業の目的及び事業条件(基 本的な考え方)に合致しているか』『事業目的を理解した計 画となっているか』といったコンセプトとの相違について チェックする「①全体コンセプトの整合性」がみられた.

一方,民間事業者の信頼度を測る「④事業実績からみた信 頼性」や「⑨周辺環境・景観と調和のとれたデザイン」「⑪ バリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮」といった 施設のデザイン性を審査する視点も見受けられた. さらに 『公園への集客性があるか』『集客性の向上につながる計画 となっているか』といった「⑭集客効果の向上」や『地域 の活性化や社会貢献につながる取り組みがあるか川県産品 の使用・提供の有無やPR に寄与するような提案であるか』 といった「⑧地域活性化・賑わい創出(イベント開催)」な ど、公園や周辺地域の賑わい向上を評価するものも看取さ れた. 加えて設置管理時の財政面に関する「図収支計画の 妥当性」「②財政面における行政への貢献度(使用料など)」 なども把握された.また『エリアの特徴を活かした計画と なっているか』など、その地域固有の特性を踏まえた「② 地域への理解度(地域ならではの特性を考慮)」や『利用者 満足度の把握や住民の意見反映の仕組みが適切なものか』 といった利用者需要を把握する取り組みについて評価する

「②公共性(利用者の意見反映)」などの審査視点もみられた.

審査視点のうち最も多く設定されていたのは「⑤財務状 況からみた信頼性(財務健全性)」の43事例中35件(81.4%) であり,次いで「⑩利用者への営業形態(価格・営業時間 など)におけるサービス向上」34件(79.1%),「①全体 コンセプトの整合性」33件(76.7%)であった(表-1). また「⑨周辺環境・景観と調和のとれたデザイン」「⑳収 支計画の妥当性」が29件(67.4%),「⑦実施体制や研修 制度の妥当性」が28件(65.1%)との結果も得られた.一 方,「㉒公共性(利用者の意見反映)」「⑳事業の独自性」 を基準として設定していた審査事例は5件(11.6%)のみ であった.

次に審査視点のうち、最も高い配点割合として設定されていたのは「⑦財政面における行政への貢献度(使用料など)」が36事例中8件(22.2%)、「⑲利用者への営業形

態(価格・営業時間など)におけるサービス向上」が7件 (19.4%),「⑦実施体制や研修制度の妥当性」が4件(11.1%) との結果が得られた³(表-1).次いで「①全体コンセプト の整合性」「⑨周辺環境・景観と調和のとれたデザイン」

「@収支計画の妥当性」「⑳地域活性化・賑わい創出(イ ベント開催)」がそれぞれ3件(8.3%)であった.このう ち「⑨周辺環境・景観と調和のとれたデザイン」には「中之 島公園(カフェ)」「いそぎ公園」「駒沢オリンピック公園」 が該当し、2番目に高い配点割合を設定していたのは「富 岩運河環水公園」「新高岡駅南口公園」「大高緑地」「浜寺公 園」等であった.これに対し「鶴見緑地(北地区)」「鶴見 緑地(南地区)」は同審査視点の配点割合が1.3%,「青い 森公園」「横浜動物の森公園」などは5.0%であった.一方, 全審査視点のうち,配点割合の最高値は「②地域への理解 度(地域ならではの特性を考慮)」を設定していた「泉自 然公園」の40%であった.次いで「⑲利用者への営業形態 (価格・営業時間など)におけるサービス向上」を設定し

ていた「富岩運河環水公園」「新高岡駅南口公園」の35% との結果が得られた(表-1).

加えて審査事例ごとに設定されていた審査視点数の平均 値は12.5 との結果が得られ,最多は「稲毛海浜公園(検見 川地区)」の21 であった(表-1).これに対し,設定され ていた審査視点が最も少なかったのは「いそぎ公園」の5 つで,配点割合は20%と均等であった.一方,審査事例を 時系列的に見ると,審査視点「⑩防犯面や防災面などから みた安全性」を設定している事例が年々増加しており,反 対に「⑱施工スケジュールの妥当性」は減少していること が看取された.

(3) 公園の諸元および事業主体別にみる審査視点の傾向

43の審査事例中,公園の面積が最も小さかったのは「水 上公園」の0.2ha,最大は「鶴見緑地」の121.7haであった

(表-2)⁽⁴⁾. 前述した審査視点との関係性をみると, 面積 5ha 以下の公園では「①全体コンセプトの整合性」「 ⁽¹⁾列用者 への営業形態」が, 100ha 以上の公園では「⑦実施体制や研 修制度の妥当性」「⁽²⁾収支計画の妥当性」の配点割合が高 い傾向を把握した.また当該市の人口をみると, 4.1~372.5 万人まで広く分布しており,人口密度が 1000人kni未満の 市に該当する全事例で審査視点「⁽¹⁾列用者への営業形態(価 格・営業時間など)におけるサービス向上」が設定されて いることも把握された.

続いて公園の種別は,総合公園が43事例中16事例と最 も多く,次いで特殊公園が9事例,広域公園が7事例,運 動公園・街区公園がそれぞれ3事例であった(表-2).ま た広域公園の全7事例で審査視点「⑬公園全体の魅力向上」

「⑩防犯面や防災面などからみた安全性」が設けられてい るのに対し、「⑥社会的責任や貢献活動からみた信頼性」 「⑪公共性(利用者の意見反映)」は設定されていなかっ た.さらに公園の用途地域について、住居地域・商業地域・ 工業地域といった市街化区域への該当は43事例中34事例 であった.公園ならびに公園隣接地区の用途地域が商業地 域である 21 事例の審査視点をみると,前述した最も高い 配点割合で設定されていた「②財政面における行政への貢 献度(使用料など)」が5件該当していた.

表-2 公園の諸元と隣接道路の管轄および事業主体者

公園の緒元	(h a 面	(市 万の 人	○市の人/ロ	公園の種	0:4	×	隊道害	事業主体				
審査事例 公園名	℃積	~ □	knfi密 〜度	別	住 居	商業	工 業	無指定	国道	県 道	市道	者
広公園	4.1	24. 0	6.5	地区	•0	0			-	-	100	市
富岩運河環水公園	9.7	42.2	3.4	総合	0	0	•0		-	-	100	県
中之島公園(カフェ)	10.6	266. 5	119.8	特殊		•0			-	60	40	市
中之島公園 (レストラン)	10.6	266. 5	119.8	特殊		•0			-	60	40	巿
大濠公園(カフェ)	39.8	146.4	42.9	総合	•0				-	-	100	県
鶴見緑地(北地区)	121.7	266.5	119.8	広域	•0		0		-	13	87	市
鶴見緑地(南地区)	121.7	266.5	119.8	広域	•0		0		-	13	87	市
二子玉川公園	6.3	87.7	151.0	地区	•0	-			-	36	64	市
隅田公園	8.0	24.8	180.1	風致	•	0			-	49	51	市
梅小路公園	10.5	140.7	98.0	総合		0	•		-	65	35	巿
大濠公園 (ボートハウス)	39.8	153.9	44.8	総合	•0				-	-	100	県
稲毛海浜公園 (検見川地区)	83. 1	97. 2	35.8	総合	•0		0		-	-	100	巿
昭和の森	105.8	97.2	35.8	総合	0			•	-	12	88	巿
鶴見緑地 (駅前エリア)	121. 7	269. 1	119.5	広域	•0		0		-	13	87	巿
天王寺公園 I	26.0	269.1	119.5	特殊	•0	0			6	6	88	市
いそぎ公園	5.0	4.1	0.9	特殊	0			•	-	100	-	市
大阪城公園I	105.6	269.1	119.5	特殊	•	0	0		-	-	100	巿
大阪城公園Ⅱ	105.6	269.1	119.5	特殊	•	0	0		-	-	100	市
西南杜の湖畔公園 蔵王みはらしの丘	19.2	153.9	44.8	総合	•0		-		-	-	100	市
ミュージアムパーク	19.1	18. 1	54.8	総合	•0		0		-	17	83	県
新高岡駅南口公園	0.6	17.2	8.2	街区			•0		-	-	100	市
天王寺公園 Ⅱ	26.0	269.1	119.5	特殊	•0	0			6	6	88	巿
辻堂海浜公園	19.9	42.4	60.9	総合	•0		0		37	6	57	県
南池袋公園	0.8	29.1	223.8	街区		•0			-	-	100	巿
大高緑地	100.6	229.6	70.3	広域	•0		0		21	-	79	県
水上公園	0.2	153.9	44.8	街区		•0			-	-	100	市
駒沢 オリンピック公園	41.3	90. 3	155.6	運動	•0	0			-	56	44	県
青い森公園	1.8	28.8	3.5	近隣		•0			25	-	75	県
草津川跡地公園 (2区間)	5.6	13. 7	20. 2	総合				•0	-	-	100	巿
名城公園	21.8	229.6	70.3	総合	•0	0	0		-	-	100	市
愛鷹運動公園	60.1	19.6	10.5	運動	0			•	-	-	100	市
泉自然公園	42.5	97.2	35.8	特殊				•0	-	-	100	市
中井中央公園	17.8	6.6	2.2	運動				•0	-	-	100	市
新城総合公園	64.3	4.7	0.9	広域	•0	0		•0	-	59	41	県市
浜松城公園 千里南公園	10.9 10.5	79.8 37.4	5.1 103.8	総合総合	•0	0			-	- 48	100 52	市
稲毛海浜公園	83.1	37.4 97.2	35.8	総合	•0		0		-	40 -	52 100	市
(本地区) 安満遺跡公園	21.8	35. 2	33.4	総合	•0		0		_	-	100	市
女 洞遺跡公園 勝山公園	20.1	96. 1	19.5	総合	••	•0			-	2	98	市
浜寺公園	75.1	79.9	73.9	広域	0	0		•	-	70	30	県
天神中央公園	3.1	153.9	44.8	近隣	-	•0		,	-	-	100	県
木伏緑地	0.4	29.8	3.4	都市緑地		•0		٠	-	-	100	市
横浜動物の森公園	103.3	372.5	85.1	広域				•0	-	-	100	市

表3	各審査視点の	[設定数]	に対する有意差の検定結果

 ①全体コ ンセプト の整合性 	④事業実績 からみた 信頼性	 ⑤財務状況 からみた 信頼性 (財務 健全性) 	 ⑧配置計画 や動線の 機能性・ 安全性 	 ①事業範囲 ・面積の 妥当性 	¹⁾ 集客効果 の向上
県<市	県>>市	県>>市	県<市	県<<市	県<<市

>>,>:県の方が市より1%,5%で有意差があり,平均値が大きいことを示す. <<,<:県の方が市より1%,5%で有意差があり,平均値が小さいことを示す.

表-4 各審査視点の「配点割合」に対する有意差の検定結果

 ①事業 範囲・面積 の妥当性 	¹⁴ 集客効果 の向上	 16法令による 規程・規制 の遵守 	⑬事業計画 の妥当性	20その他評価 に値する提案						
県<<市	県<市	県<<市	県<市	県<市						
>>,>:県の方が市より1%,5%で有意差があり,平均値が大きいことを示す.										

<<,<:県の方が市より1%,5%で有意差があり,平均値が小さいことを示す.

加えて公園に隣接する道路の管轄をみると,43 事例中20 事例がすべて市道との結果が得られた(表-2). その他の 17 事例においても公園に接する道路延長の98~51%を市 道が占め、県道・国道と比べて公園隣接道路における市道 の多さが把握された. これに対し、上記道路延長のうち、 県道の割合が高かったのは43 事例中7 事例のみであった.

43 の審査事例のうち事業主体者が都道府県(以下,県) であるものは11事例,市区町村(以下,市)であるものは 32事例との結果が得られた(表-2).ここでは事業主体者 が県の事例と市の事例における各審査視点の「設定数」の 統計的な有意差を見るため,両データに対する差の検定を 行った⁶.その結果「①全体コンセプトの整合性」「④事業 実績からみた信頼性」「⑤財務状況からみた信頼性(財務 健全性)」「⑧配置計画や動線の機能性・安全性」「⑫事 業範囲・面積の妥当性」「⑭集客効果の向上」において有 意差が認められた(表-3).

またここではこれら6つの審査視点について対立仮説を 「各審査視点に関して、事業主体者が県である事業の設定 数の方が大きい」とする差の検定を行い、県と市別に設定 数の「重視する」向きの結果を示すため不等号で示した. これより「④事業実績からみた信頼性」「⑤財務状況から みた信頼性(財務健全性)」においては、市よりも県のほ うが重視している結果が得られた.また「⑫事業範囲・面 積の妥当性」「⑭集客効果の向上」では、県より市のほう が重視していることが統計的に把握された.

同様に各審査視点の「配点割合」の統計的な有意差を見 るため、両データに対する差の検定を行った.その結果「⑫ 事業範囲・面積の妥当性」「⑭集客効果の向上」「⑮法令に よる規程・規制の遵守」「⑮事業計画の妥当性」「⑲その他 評価に値する提案」において有意差が認められた(表-4). ここでも上記設定数と同様にこれら5つの審査視点につい て対立仮説を「各審査視点に関して、事業主体者が県であ る事業の配点割合の方が大きい」とする差の検定を行い、 県と市別に配点割合の「重視する」向きの結果を不等号で 示した.これより「⑫事業範囲・面積の妥当性」「⑯法令に よる規程・規制の遵守」においては、県よりも市のほうが 重視していることが統計的に把握された.

3. 整備された収益施設のデザイン的傾向の把握

(1) 形態と運営状況からみた施設分類

次に供用開始後の収益施設として 41 施設が把握されの, 施設の形態と運営状況の特徴から分類を試みた(表-5). その結果,建物が1棟のみで出店数も1店舗のみの「単独 単一型」20施設(48.8%),建物がみられず自然体験を図る

「自然フィールド型」6 施設(14.6%),建物数が1 棟で複数の出店がみられる「単独複合型」4 施設(9.8%),建物が2 棟以上かつ複数の出店がみられる「分散複合型」11 施設

(26.8%)の計4タイプに分類された.特に「単独単一型」 の20施設の用途では、スターバックスやコメダ珈琲等の 「飲食」が20施設中14施設(70.0%)と最も多く把握さ

1	公園名	【施設の用途】
		いそぎ公園【工場】
		西南杜の湖畔公園【飲食】
		蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク【集会場】
	T STALL	新高岡駅南口公園【飲食】
	例:富岩運河環水公園	辻堂海浜公園【飲食】
単独	棟数1, 出店数1	南池袋公園【飲食】
単一型	広公園【コンビニ】	駒沢オリンピック公園【飲食】
[20/41]	富岩運河環水公園【飲食】	青い森公園【コンビニ】
	中之島公園(カフェ) 【飲食】	中井中央公園【飲食】
	中之島公園(レストラン)【飲食】	浜松城公園【飲食】
	大濠公園(カフェ)【飲食】	千里南公園【飲食】
	鶴見緑地(北地区)【コンビニ】	勝山公園【飲食】
	二子玉川公園【飲食】	浜寺公園【コンビニ】
	NOT A	昭和の森【レジャー施設】
自然	SI AN ANALY	大高緑地 【レジャー施設】
フィー	SALE PAR	愛鷹運動公園【レジャー施設】
ルド型 【6/41】		泉自然公園【レジャー施設】
[0/41]	例:大高緑地	新城総合公園【レジャー施設】
	棟数0, 出店数1	横浜動物の森公園【レジャー施設】
		鶴見緑地(南地区)【健康増進施設】
単独	A DESCRIPTION OF TAXABLE AND A DESCRIPTION OF	大濠公園(ボートハウス)【飲食等】
複合型 【4/41】	例名城公園	水上公園【飲食等】
	棟数1,出店数1以上	名城公園【複合商業施設】
		稲毛海浜公園(検見川地区)【飲食等】
		鶴見緑地(駅前エリア)【遊戯施設】
		天王寺公園 【複合商業施設】
分散	the second second	大阪城公園【複合商業施設】
複合型		草津川跡地公園(2区間)【飲食等】
【11/41】	例:大神中央公園	稲毛海浜公園(本地区)【レジャー施設】
	棟数2以上,出店数2以上	安満遺跡公園【飲食等】
	隅田公園【飲食等】 梅小路公園【飲食等】	天神中央公園【飲食等】 木伏緑地【飲食等】
		个 () 称 吧 【) 取 艮 寺 】

れた(表-5). 続いてローソンやセブンイレブンといった「コ ンビニ」が4 施設(20.0%),「集会場」「工場」が各1 施設 (5.0%) との結果が得られた.

(2) 「単独単一型」施設のデザイン的傾向について

ここでは最も多くの施設が分類されたタイプとして、さらに共通した形態的要素を多く持ち、比較の容易な「単独 単一型」20施設を対象に、現地踏査および Google Earth 等による Web 調査からデザイン的な特徴を整理したの(表-6).

a) 収益施設自体のデザイン的傾向

まず施設の平面形状では、「長方形」が20施設中9施設 (45.0%)、「正方形」が7施設(35.0%)とシンプルな四角 形が8割を占めていることが把握された.その他の平面形 状として「L字型」「アーチ型」「雁行型」「その他」がそれ ぞれ1施設(5.0%)ずつみられた.階数については、「1階 建て」が17施設(85.0%)、「2階建て」が3施設(15.0%) 把握され、3階建て以上のものは見受けられなかった.

主要壁面材について「ガラス」が20施設中10施設(50.0%) と半数を占めていることが明らかとなり、次いで「石膏」 が4施設(20.0%)、「木材」が3施設(15.0%)、「タイル」 が2施設(10.0%)、「コンクリート」が1施設(5.0%)み られた. さらにこれらの色相について「ガラス」を除く10 施設のうち8施設がR・YR・Yに該当し、暖色系が多用さ れている傾向も把握された.

b) 周辺環境に対する施設のデザイン的配慮

公園内の広場を一望できる「二子玉川公園」「南池袋公園」 などの施設は、主要壁面材⁽⁸⁾として「ガラス」が使用されて いた.また運河や池といった水辺を見渡せる「富岩運河環 水公園」「千里南公園」「大濠公園(カフェ)」等の施設にも ガラスが多用されており、施設内外の透過性を高めるデザ イン的工夫が見受けられた.一方、上述した「大濠公園(カ フェ)」の施設後背には高木が連なり、「浜松城公園」の施 設周辺には樹木が生い茂っている空間的特徴が把握された. これらの施設には木調のルーバーが設置されており、周辺 景観との調和を企図したものと捉えられる.これに対し、

「勝山公園」の施設は隣接する護岸に沿ってアーチ型の平 面形状で,背後に小倉城が現存しているものの,彩度14の コーポレートカラーを用いた看板が掲示されている様子も 確認された.さらに丘陵地に位置する「蔵王みはらしの丘 ミュージアムパーク」の施設では,緩やかな曲線形状の屋 根が設えられていることが明らかとなった.

続いて主要壁面材が「木材」である施設について、木々 に囲まれている「駒沢オリンピック公園」の施設には、緑 豊かな景観に配慮し、屋根自体の圧迫感を低減させるスレ ンダーな勾配屋根が設置されており、軒高の高い箇所はテ イクアウトの販売窓口、低い箇所はテラスやプランターが 設けられていることが看取された. 周囲に植栽や低木が配 されている「中之島公園(カフェ)」では、テラスのプラン ターは周辺舗装と同系のグレー色があしらわれていた. -方、「いそぎ公園」における主要壁面材が「コンクリート」 の施設は、公園の前面道路から約50m離れたところに位置 し、加えて緑量の多い高木によって四方を囲まれているこ とから、上記道路や駐車場から直視できないことが把握さ れた. また「石膏」が主要材質である「新高岡駅南口公園」 の施設壁面は、隣接する駅舎や駅前広場シェルターと類似 色であるのに対し、周囲のバラ園や河川を眺められる「中 之島公園 (レストラン)」の施設壁面(2.5Y8/2)には赤系 (5R5/12)のロゴマークが確認された.

他方,前述した施設の用途が「コンビニ」である4施設 のうち,「鶴見緑地(北地区)」「青い森公園」の施設は、フ ァサードにコーポレートカラーが使用されていたのに対し, 「浜寺公園」の施設はコンビニにも関わらずコーポレート カラーが用いられていなかった.残り1施設の「広公園」 のローソンは2015年に閉店しており,施設の用途が「飲 食」である「西南社の湖畔公園」の施設は2017年にリニュ ーアル(壁面看板の店舗名と色のみの外観変更)されてい る.上記「青い森公園」の施設駐車場には取り外し可能な ボラードが設置されており,隣接する野外ステージでのイ ベント時に駐車場の一部が活用可能である配置上の工夫が 見受けられた.

4. 審査視点の傾向と収益施設へのデザイン的影響

(1) 重視された審査視点の実態と留意点

審査視点と配点割合の傾向から,審査視点として「⑤財務

単独単一	型の施設お。	とび施設周辺のデザ-	イン的特徴
甲畑甲一	型の施設お。	にひ 施設 周辺の テサイ	1

10-0	中/虹中 马	ミマノ加山	同又よう	20	加政问题	0/9/2	비가지	圦					
公園名:施	设名				二子玉川公園	1:スターバ	ックス			南池袋公園:	Racines FAR	M to PARK	TIMATIN AND A TIME TO A TIME
施設の用途	主要壁面材	A +0	09 min 1		飲食	ガラス	-	-	-	飲食	ガラス		
階数	平面形状	1巴相,	明度,	彩度	1階	長方形	10G	4	10	2階	正方形	N 9.5 -	
/	審査視点⑧.(9/10, 14	の配点	割合	ロゴ看板	– n	n	-	-	-			
	でのコーポ		主要壁		公園を一望て	きる場所に	位置し	周辺	には	芝生広場側・	へ向け片流れ	ぃ形状の屋根が	2 Contraction of the second second
/レートカラ	一使用箇所 /	下段:主	要壁面	看板		可川が存して						皆ともにガラス	
施設および	周辺の特徴							149	「一ク			はテント等が設	I I
					-	もが使用され	ている.				-スも設けら		
富岩運河環	水公園:スタ	ーバッ	クス		千里南公園:	bird tree				大濠公園(カフ	I):スター/	バックス	TOP TON TO
飲食	ガラス	-	-	-	飲食	ガラス	-	-	-	飲食	ガラス		
1階	正方形	10G	4	10	1階	長方形	N	7.7		1階	長方形	10G 4 10	
未使用	- 12	-	-	_	-	- 5	5	7	1.5	未使用	– n		
	河や桜並木を					は高木が数多						施設の前面に	
	にガラスが修				面はガラス引							、が植えられて	
	のアプローヲ クが敷設され				や階段にはオ にはロープか			٤ <u>٨</u> μ	の冊			ルーバーを有し いられている.	· Charles The second se
				_			-	2 - 1	<u>مع</u> الد				
	:スターバッ		1			の丘ミュージ アムハ ギニ マ	-17.12	501	よ昭	勝山公園:二			-
飲食 1階	ガラス 長方形	- 10G	4	- 10	集会場 1階	ガラス 正方形	-	-	-	飲食 1階	ガラス アーチ型	 2.5Y 6 14	
未使用	長万形 5 10	5	4	10	- FE	止力形 -	1.3	- 6	<u>-</u> 5. 0	11 文字看板	アーチ型 6.7 6.7	3.3 1.7	
			+3/±+		に時ました。	キャック ちゅう ちょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう し		_					Z
	は主にガラス ーバーも設置				丘陵地に位む 線形状の屋根							IIや遊歩道があ は護岸に沿う形	
	木が生い茂り											全体にはコー	
	ベンチが存し				スが可能なロ						ーが用いられ		
中井中央公[園:なかい里	都まち	café		駒沢オリンL	ニック公園:!	lr. Farn	ner		中之島公園(ל, (ARB ו	weeks	
飲食	木材	2. 5Y	_		飲食	木材	2. 5YR		4	飲食	木材	10YR 4 2	
1階	正方形	7. 5BG	-	4	1階	L字型	N	2	-	1階	その他	2.5Y 7.5 1	
-		-		· ·	-	- 20	-		-	-	7.2 21	0.6 8.3	
壁面には主		られて	いる	駐車	木々に囲ま	れた施設壁面	i は 主 に	木材	が使	施設周辺に	は植栽や低	木が配されて	
	設入口側の雪				用されてい							:プランターが	
	れており,入口			ぼり	し、屋根自住				スレ			ラスの植栽を照	射
	看板が確認さ		<i>ъ</i> .			己屋根が設置					見も設置され		
いそぎ公園	: ナギサビー	ルエ場			中之島公園(DLL	verside R GARD	Grill a	54	新高岡駅南口	コ公園 : Nema	ru Café	
工場	コンクリート		~	<u> </u>	飲食	石膏	2. 5Y	8	2	飲食	石膏	10YR 6 2	
2階	長方形	5RP	6	8	1階	長方形	5R	5	12	1階	長方形	7.5YR 5 8	Nemaru Cafe
-	- 20	-	-		-	13 11	0.7	5	5	-	- 18		
	の前面道路か				周囲のバラ							シェルターの類	
	し, 緑量の る, 上記道路				置する施設I る.施設壁面							島を眺められる 回設へのアプロ	
	る.上記迴覧 ことが確認さ				る. 旭設壁面 れ, 店舗の口						している. m -プが敷設さ:		
	(地区):ロー		<u>.</u>			セブンイレ		5.5		浜寺公園:「			
調免線地(ルコンビニ	,地区): ロー タイル		9	_	育い林公園: コンビニ	セノノイレ	7. 5R	4	2	展寺公園:	ガラス		
<u>コンヒー</u> 1階	長方形	10B		- 10	<u>コンヒー</u> 1階	石雪 正方形	2. 5YR		14	<u>コンヒー</u> 1階	長方形	 N 8.7 -	and the second second here
壁面	5.6 1.3	0.6			壁面	15 5	- 2. JIK	-	-	未使用	6.7 18	6.7 -	
	<u>)</u> 通り沿いに				<u>至回</u> ファサード(- L +	1 = -	が使			<u> し い に 位 置 </u>	
	黄色の点字つ				月されている							「れもコーポレ	
れている.:	ファサードに	コーオ	ペレー	トカ	している施	設の駐車場	は、イ			トカラーを	含まないガ	ラス張りのフ	
ラーが用い	られ,テラス席	まを有し	てい	3 .	ペースとして	ても利用され	ている.			サードで,切	妻屋根が設え	られている.	
辻堂海浜公[園:スマイル	カフェ	波波波		広公園: ロ-	-ソン				西南杜の湖町	半公園: GREE	N GATE	
飲食	タイル	N	8.7	-	コンビニ	石膏	10YR	4	2	飲食	ガラス		A starting and a star
1階	雁行型	5PB	4	10	2階	正方形	10B	5	10	1階	正方形	2.5G 4 4	
-	- 10	-	-		壁面		-	-	-	-	5 –	5 -	A CONTRACT OF A CONTRACT OF
	雁行型であり				交差点隅に							周辺には低木	
												017年にリニュ	
	入口付近に 「 転が確認さ						る.本旅	記設は	2015			の店舗名と色の	24
	ロカリカモジュ	TLTL1	a.	- 1	年に閉店して	10.				の外観変更な	が確認されて	いる.	

審査視点:「⑧配置計画や動線の機能性・安全性」「⑨周辺環境・景観と調和の取れたデザイン」「⑩バリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮」「⑭集客効果の向上」

状況からみた信頼性」と「⑪利用者への営業形態によるサー ビス向上」が民間事業者の審査時に多用されている実態が 明らかとなった.これらはPark-PFI等の事業趣旨に対して 活性化の着実性が重視されている状況と捉えられ,設置許 可期間の延伸(最長20年)を踏まえながら,民間活力によ る継続的なサービス向上を目指す視点として評価できよう. 一方,審査視点として「①全体コンセプトとの整合性」が 重視されている実態も明らかとなった.すなわち,公共性 を持つ公園内での事業の方向性を行政が適切に導こうとし ている傾向が読み取れる.よって全体コンセプト自体の具 体性や行政側の意図ならびに役割を明確化することが民間 事業者への理解を促すうえでも重要といえるだろう. さら に独創性や発展性のある提案内容を引き出すためにも,民 間ならではの柔軟な発想を阻害しないよう,コンセプトの 制約条件となりえる事項の説明には十分な配慮が必要とい える.

(2) 市による周辺影響及びまちづくり的審査の観点

事業主体者の県と市における審査視点の設定数と配点割 合の差の検定結果より,県は財務状況等からみた事業運営 者に対する信頼性を重視し,市は集客効果や事業範囲,面 積といった空間規模の適切性について重視している傾向が 把握された.すなわち,県は安定して事業を行える「人」, 市はにぎわいを創出できる「規模」や「範囲」を重視して いる傾向が挙げられる.また2章(3)において公園隣接道 路における市道割合の高さが把握されていた.これらのこ とからも市営公園は県営公園と比べ,公園に隣接する道路 といった周辺公共施設の維持管理までを市が管轄している ケースが多く,民間事業者に対する審査時においてもそう した周辺への影響や収益施設による波及効果といったまち づくり的観点がより重要視されているものと推察される.

(3) 配置計画および周辺環境・景観と調和のとれた デザインに関する審査視点の設定効果

表-6より審査視点「⑧配置計画や動線の機能性・安全性」 の配点割合が43事例中最も高かった「青い森公園」におい て、取り外せるボラードの設置など、イベント時に野外ス テージと駐車場を一体的に利用できる工夫が看取された. また次に配点割合の高かった「中之島公園 (レストラン)」 でも、隣接するバラ園や河川に対する眺望を考慮した施設 のデザインが見受けられた.一方,審査視点「⑩バリアフ リーやユニバーサルデザインへの配慮」や「⑭集客効果の 向上」の配点割合が高い施設からは、共通したデザイン的 傾向は認められなかった. これに対し, 審査視点「⑨周辺 環境・景観と調和のとれたデザイン」が最も高い配点割合 となっていた「中之島公園(カフェ)」「駒沢オリンピッ ク公園」では、壁面を木材とする落ち着いた雰囲気の施設 が設置されており、加えて「いそぎ公園」においても周辺 からの見えに対する配慮が看取された. さらに審査視点⑨ が2番目に高い配点割合となっていた「新高岡駅南口公園」 では、隣接する駅舎やシェルターと同系色の施設が設置さ れ、「浜寺公園」に至ってはコンビニでありながら、コー ポレートカラーの使用が見られなかった.一方,収益施設 としてコンビニが設置され、コーポレートカラーの使用が 見受けられた「鶴見緑地(北地区)」と「青い森公園」で は、審査視点⑨の配点割合はそれぞれ1.3、5%と他の公園 の配点割合と比べて低い傾向が指摘できる. すなわち, 公 園の場所性に応じた施設のデザインを導くうえで、審査視 点「⑨周辺環境・景観と調和のとれたデザイン」を高い配 点割合で設定することは、一定の効果があるものと考えら れる.

5. おわりに

本研究では、指定管理者、設置管理許可、Park-PFI 制度 を活用した都市公園整備事業を対象に、収益施設を運用す る民間事業者選定の審査項目および配点割合等を整理し、 その傾向を把握した. さらに供用開始している単独単一型 20 施設の形態的特徴からデザインの傾向を明らかにし、そ れら審査傾向と施設へのデザイン的影響について考察を行 った.本研究の成果は以下の通りである.

1) 全国の設置管理許可, Park-PFI 制度等を活用した都市公 園整備事業における民間事業者の選定に関して 43 の審査 事例と 36 の配点割合の情報を収集し、これより得られた 798 の審査項目から 29 の審査視点の分類を示した.また審 査時に最も多く設定されていた視点は「財務状況からみた 信頼性」、最も高い配点割合として多く使用されていたの は「財政面における行政への貢献度」であるなど、設定さ れた審査視点の傾向を明らかにした.

2) 供用開始した施設の形態と運営状況による分類から「単 独単一型」「自然フィールド型」「単独複合型」「分散複合型」 の4タイプが得られた. さらに単独単一型施設のデザイン 的傾向を整理し、主要壁面材として透過性の高いガラスや 暖色系を用いた1階建て施設の多いことが把握された. 3) 上記, 財務状況等とともに「全体コンセプトとの整合性」 が審査視点として重視されている実態も明らかとなった. よって民間事業者の理解を促すコンセプト自体の具体性や 行政側の意図・役割の明確化、さらに独創性のある提案内 容を引き出すためにもコンセプトの制約条件となりえる事 項の説明には十分な配慮が必要であることを指摘した. 4) さらに県と比べて市は、審査時に周辺への影響や収益施 設による波及効果といったまちづくり的観点を重要視して いるものと推察された. また「配置計画や動線の機能性・ 安全性」に対する配点割合の高さが一体的な敷地利用や眺 望を考慮した施設のデザインに寄与する可能性を示唆した. 加えて公園の場所性に応じた施設のデザインを導く審査視 点として「周辺環境・景観と調和のとれたデザイン」を高 い配点割合で設定することに一定の効果があることを明ら かにした.

【謝辞】

Park-PFI 事業に関する各自治体担当者の方々には、募集要項および審査項 目等に対するヒアリング調査に多大なるご協力をいただいた.ここに記し て謝意を表する.

【補注】

- (1) 国土交通省都市局公園緑地・景観課に問い合わせを行い「22_H29末都市公園法第五条第二項第二号に基づく公園施設の設置管理の現況」等の資料を提供して頂いた.
- (2) 798 の審査項目のうち、一項目中に複数の意味内容が含まれているものは、これらを分割し、審査視点に関する個々のデータとして KJ 法による分類を行っている.
- (3) 配点割合は、審査項目の配点を、分類した審査視点に割り当て、複数の審査視点に分類される審査項目の配点は、その審査視点数で除して 算出した。例えば「経営状況や店舗実績などの信用力はあるか」という100点中10点の審査項目では、その配点割合として「④事業実績 からみた信頼性」を5%、「⑤財務状況からみた信頼性(財務健全性)」を5%とした。なお審査者が審査視点間に点数の偏りをもって評価している可能性も指摘できるが、募集要項の分析ならびに自治体担当者へのヒアリング上、審査者自身の評価の実情までは把握できないため、設定されている審査視点を審査者が網羅的に評価しているとの前提に立ち、上記配点割合の算出方法を採っている。
- (4) 公園の面積および種別,用途地域,公園に隣接する道路管轄, 事業主体者は募集要項および自治体担当者へのヒアリングや web 調査から情報の収集を行った.市の人口および人口密度

については,2008~2012年の9事例は2010年時点の,2013~2018年の34事例は2015年時点の国勢調査を参照している.

- (5) ここではまず審査事例を県と市の事業主体ごとに分け、それ ぞれの事例に記載された審査項目に含まれる審査視点をダミ 一変数「1」含まれない場合は「0」としてデータ化した.さらに県市それぞれの審査視点のデータをもとにF検定によっ て分散を検証し、等分散か否かを踏まえたt検定によって県 と市の審査視点における有意差を検証した.また配点割合に 関してはダミー変数でなく割合の値をそのままデータ化し、 同様の検証を行っている.
- (6) 43審査事例のうち「大阪城公園」と「天王寺公園」では1つの施設に 対して2つの審査が行われているため、施設数は41となっている.
- (7) 本調査は Web によるデータ収集も採用しており、実際の色彩とは誤差の生じる可能性が懸念された.そのため複数の画像を比較して共通性の高い色を測定する対応を行っている.また Web 検索が一般的な今日において、インターネット上の画像からみる印象についても重要と考え、本調査方法の有用性、妥当性は担保しているものと判断した.
- (8) ここでは主要壁面を web 調査から得られた当該施設の画像として最も使用されている画角および施設の正面性を考慮して 選定し、そのうち最も面積の大きい壁面の素材を「主要壁面材」として現地ならびに画像上で確認した.

【参考文献】

- 建通新聞社, Park-PFI 全国 35 公園に導入, https://www.kentsu.co.jp/w ebnews/view.asp?cd=191031590003&pub=1&su=1, 2020年1月閲覧
- 塚田伸也・湯沢昭 (2008)、「都市公園における指定管理者の選考基準の現状と評価構造の分析」、日本建築学会計画系論文集、73巻、63 1号、pp.1923-1928
- 3) 竹田和馬・武田重昭・加我宏之・増田昇(2015),「都道府県営都市 公園の指定管理業務に対する年度評価の評価項目等に関する研究」, 日本都市計画学会都市計画論文集 50巻,3号,pp.1106-1113
- 4) 舟引敏明(2016),「都市公園における民間事業者導入制度の展開経 緯とその構造に関する研究」,環境情報科学学術研究論文集,30号, pp.213-218
- 5) 下村泰史(2013),「都市公園法第5条改正と非政府セクターによる 公園施設整備の動向」,ランドスケープ研究,76巻,5号,pp.697-7 02
- 6) 本間拓実・松行美帆子(2018),「都市公園への飲食店設置における 効果・課題に関しての研究」,日本都市計画学会都市計画報告集,16
 巻,pp.378-382
- 7) 朱俊煥・山崎嵩拓・泉山塁威(2018),「「設置管理許可制度」を用いたパークマネジメントにおける設置管理事業者の関与実態に関する研究」,日本都市計画学会都市計画論文集,53巻,3号,pp.1289-1296
- 8) 山崎嵩拓・朱俊煥・泉山塁威・横張真(2019),「全国の都市公園における公募を通じた収益施設の設置実態と立地条件の関係」,日本都市計画学会都市計画論文集、54巻、2号、pp.136-143
- 9) 平田富士男・橘俊光(2020),「大都市市街地の都市公園リ ノベーション事業優良事例に見る民間公募要項作成上の重 点:ランドスケープ研究 83 (5), pp.533-538
- 10) 塩見一三男・小松亜紀子・金岡省吾・市村恒士(2020),「地 方公共団体の意識からみた「都市公園ビジネス」展開の可能 性」,ランドスケープ研究 83(5),539-544
- 一般社団法人日本公園緑地協会, Park-PFI 推進支援ネットワーク 実施事例, https://park-pfi.com/jirei/, 2019年9月閲覧
- 12) 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課, 都市公園の質の向上に向

けた Park-PFI 活用ガイドライン, https://www.mlit.go.jp/common/001197 545.pdf, 2020 年 8 月閲覧